

令和4年度 第1回江別市文化財保護委員会会議録（要旨）

| | |
|---------------|---|
| 日 時 | 令和4年11月8日（火） 午前10時00分～午前11時58分 |
| 場 所 | 江別市教育庁舎大会議室 |
| 出席委員 （7名） | ◎小林孝二、○小田嶋政子、池田典子、右代啓視、岡崎晃三、忠岡三七海、藤村哲子（当委員会中に就任 ◎委員長、○副委員長） |
| 欠席委員 （3名） | 後藤一樹、本吉トキ子、山田伸一 |
| 市・事務局 （5名） | 教育部長、教育部次長、郷土資料館長、文化財係長、業務係長 |
| 傍聴者 | なし |
| 議題 | （1）江別市指定文化財の現状変更について （2）その他 |

会議録（要旨）

| | |
|----------|---|
| 事務局 | （午前10時00分開会） ただいまから、令和4年度第1回江別市文化財保護委員会を開催する。 本来であれば、もう少し早い時期に委員会を開催すべきだったが、諸般の事情によりこのような時期となったことをお詫び申し上げます。 |
| 教育部長 | 《委嘱状交付・挨拶》 |
| 各委員及び事務局 | 《自己紹介》 |
| 事務局 | 役員の選出方法について御意見を伺う。 |
| 委員 | 事務局で案があれば、提案願う。 《委員一同了承》 |
| 事務局 | 委員長に小林委員、副委員長に小田嶋委員の就任を提案する。 《委員一同了承》 就任に当たり、委員長、副委員長から御挨拶をいただく。 |
| 委員長 | 《挨拶》 |
| 副委員長 | 《挨拶》 |
| 委員長 | 《以降、江別市文化財保護条例施行規則により委員長が議事進行》 事務局から「（1）江別市指定文化財の現状変更について」報告願う。 |
| 事務局 | 江別市指定文化財の現状変更に係る教育委員会からの諮問に対する、文化財保護委員会の答申案について説明する。 始めに、指定文化財の現状変更について、あらかじめ文化財保護委員会に意見を聞かなければならない旨の条例上の規定はないのだが、現状変更の対象である旧岡田倉庫の江別市指定文化財への指定（平成29年1月）に際して、でき |

| | |
|-----|---|
| | <p>るだけ創建時の姿に復元する努力を求めたい旨の保護委員会の意見があったことや、今回は移設という大規模な現状変更であることから、文化財の指定並びに保護について教育委員会の諮問に応ずるため設けられている保護委員会において専門的意見を聞く必要があると考え、教育委員会から諮問を行ったところである。</p> <p>令和4年3月開催の令和3年度第3回文化財保護委員会において、旧岡田倉庫の現状変更について承認されたことを受け、委員長及び副委員長と調整の上、答申書及び意見書の原案を作成した。答申に付属する意見書には、改めて、創建時の姿に復元する努力を求めると併せ、教育委員会による現状変更の許可後も、文化財保護委員会に対して、移設工事等の進捗状況について情報提供を求める内容とした。本日の会議で本案が承認されれば、教育委員会に付議し、審議の上、申請者である江別市に対して現状変更を許可する予定である。</p> |
| 委員長 | 委員から、質問、意見を受けたい。 |
| 委員 | 答申書原案に、旧岡田倉庫の状態を「できる限り保持していく観点から」との記述があるが、「できる限り」とはどういう意味合いか。 |
| 委員長 | 私から言えることは、「旧岡田倉庫については現在、移設復元に向けて調査中である」ということで、質問の「できる限り」とは、「できる限り保持していく」ためにどこまでできるか検討を進めている段階であるということである。具体的な移設復元の計画が決まっていない段階で、どこまで書き込めるかというのは難しい。 |
| 委員 | 移設復元をどのように行うか答申書原案の中に書かれているなら分かるが、そうはなっていない。あの建物には、私も長年関わってきたが、屋根は過去に何度も改修されたようで、それを創建時の姿に復元するのなら、「外輪船」として運営してきた、集会所としての使用が困難になる。このことも含め、当委員会で移設や復元の方角性を明確にした上で答申を行うべきではないか。 |
| 委員長 | 二段階の方角性が考えられる。まず建物を移設して復元する。ただし、復元方法については調査中で、今後検討を要するので、検討経過を逐次報告してもらって当委員会で審議する。意見書原案は、この情報提供を求める内容となっている。 |
| 事務局 | 始めの説明にあったが、諮問以後、慎重な審議を経て、3月の前回委員会で現状変更に対する方角性が確認された。本日は答申内容を確定し、教育委員会に答申いただいた上で、手続きを進めたいと考えている。 |
| 委員 | 答申書原案には、「現状変更について許可することが妥当であると認めます。」との記述があるが、「妥当」という表現は、当委員会が現状変更を積極的に認めているような感じがする。 |
| 委員長 | 現状変更を許可するのは教育委員会の権限であり、その許可判断について答申する趣旨からの記述なのだが、「妥当である」という文言があれば、そのような見方をする人もいると思う。 |
| 委員 | 論点を明確にしないと、議論が進まないのではないかと。3月の委員会で出た結論は、旧岡田倉庫が堤防整備の用地にかかったことで、現状位置での保存が困 |

| | |
|------|---|
| | <p>難になったので、やむを得ず移設を認めるということであった。</p> <p>長年にわたりこの建物の保存や活用に尽力してきた委員が、移設後の復元方法や、活用のあり方が明確になっていないことに不安を感じるのには理解できるが、委員長も言うとおおり、それは今後検討すべき問題であり、この場で議論する話ではないだろう。建物の移設と、移設後の復元方法や活用の問題は切り分けて議論すべきと考える。</p> |
| 副委員長 | <p>3月の委員会後に行われた正副委員長も関わった答申文案検討から、思いがけず時間が経ち、改めて原案を見直してみると、「できる限り保持していく観点から、現状変更について許可することが妥当であると認めます。」という表現は、私も当委員会が積極的に認めているかのように感じるのので、この部分は考慮する必要があると思う。また、委員が言うとおおり、今まで活用していた歴史的建造物が、移設復元されることによって、今までのような利用ができなくなるのではないかという将来の不安がある。そうした不安を解消するための具体的な内容の文章を検討すべきではないか。</p> |
| 委員 | <p>ここまで委員の間で認識にずれが生じているのは、事務局側の進め方のプロセスに問題があったのではないか。事前に事務局が丁寧に議論の経過を説明して、委員が共通の認識で議論できるような場を作ってくれないと、何回委員会を開いても、議論がかみ合わない。また、答申は現状変更を認めるための条件を示した内容であるべきだが、答申書原案には、条件が何もない。委員会における議論の中で出てきた意見を踏まえ、建物移設のための条件を示さないと本来の答申書にはならないだろう。</p> |
| 委員長 | <p>今後詳細が明確になっていく復元方法などについては、改めて確認していきたい。会議とは別にワーキンググループ（専門部会）のような取組が必要かもしれない。答申書等をこの形で承認するのか、あるいは字句を修正するのか皆さんの意見を聞きたい。修正する場合については改めて委員会を開ければ一番良いが、皆さんの都合もあるので、メールや郵送などによる取りまとめ方法も含めて検討する必要がある。</p> |
| 事務局 | <p>答申書原案の「妥当である」という文言は、御指摘のとおり、文化財保護委員会の見解として、現状変更に積極的に賛成しているという意味にとられてしまう可能性があるのので、致し方ない、やむを得ないという趣旨が伝わるような字句の検討を行いたい。また、移設復元の実施に当たっては、付属の意見書の内容に十分考慮することを求める表現を加えたい。皆様に何度も参集いただくのは難しいので、取りまとめ手法については正副委員長と調整したい。</p> |
| 副委員長 | <p>前回会議後に最初の答申書案と意見書案が事務局から送られてきた際に、「当委員会で、委員の皆さんから出た意見を反映させてください」と伝えた。それを受けて、今回の意見書原案には「関係部と連携のうえ、十分配慮する」や「多様な方策を検討する」など初回から新たに加わった文言がある。それがもう少し具体的な内容であればいいと思う。また、「現状変更」とは「全部の変更」という意味にも取れるので、現状変更は移設復元に限り認めるということが伝わる表現にできないか。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | ただいまの副委員長の御意見も踏まえて、「許可するのは、移設に限った現状変更である」ということを示す表現を検討したい。この後、移設復元工事の内容について説明する予定だが、それによって委員が感じている疑問点や不安などについて、いくらかでも明らかにできればと思っている。 |
| 委員 | この委員会が、「我々の意見を反映してください」という答申を行う役割であれば、手続きの「ロードマップ」をしっかりと示さないと、ここで時間を割いて議論してきたことが無駄になり、非常にもったいない。「現状変更を認めることは致し方ないが、書いてある条件は守ってください」という内容の答申にすれば、今後の手続きがスムーズに進んでいくし、書いてある条件について、意見を言うこともできる。そういう流れを作れば分かりやすくなると思う。 |
| 委員長 | 答申書と意見書の原案を再作成し、各委員に確認いただくということでよろしいか。事務局にはその方向で速やかに対応願う。現状変更に係る答申書等に関しては終了する。 |
| | |
| 委員長 | 続いて、関連事項について、事務局から報告願う。 |
| 事務局 | 旧岡田倉庫の現状変更に関連して、現在行われている移設復元に係る設計業務の内容について報告する。 |
| 事務局 | <p>建設部にて、本件委託業務の入札を実施し、北電総合設計株式会社が受注した。本件仕様書には、次のことが明記してある。</p> <p>①現在の耐震基準に配慮しつつ、文化財としての価値を失わないように努めること</p> <p>②専門的知見を有する者又は団体より助言を受け、歴史的価値を損なわず出来る限り創建時の姿に戻すよう配慮すること</p> <p>移設後の利用方法は現在検討段階で、設計では、従来の外輪船と同じ集会所としての利用、または店舗・飲食店等、さらに展示施設と3パターンを想定して進めている。</p> <p>移設位置は、3案を想定し、それぞれの長所、短所について検討している。</p> <p>A 案：市道から千歳川側に約6mの位置とし、道路と建物との間を多目的スペースとして利用する。</p> <p>B 案：市道から千歳川側に約14mの位置とし、道路と建物との間を駐車スペースとして利用する。</p> <p>C 案：建物が離れた場所からでも見えるよう、市道に面した位置に移設する。</p> <p>※注 ①現在の旧岡田倉庫は、市道から千歳川側に約30mの位置にある。 ②建物の南側には、旧岡田住宅が隣接している。 ③移設予定地は、旧岡田住宅の西側の隣地。</p> <p>建物本体の設計については、内部構造を地震に備え鉄骨で補強するが、意匠への影響は最小限にとどめるようにする。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>後から建物に付設された出窓と風除室は撤去予定だが、人の出入りも想定し、雨垂れや落雪を防ぐため、庇など風除室に代わる設備の設置も検討している。出窓の撤去は消防法上では問題なく、建築基準法上の採光についても、照明の設置によってクリアできると聞いている。建物に関しては、他にも関係法令との適合等について確認の上、必要な措置を検討している。</p> <p>なお、旧岡田倉庫は明治時代の建築物であるため、構造等に関しては現行の建築基準法に適合しない形となっている。そのため、移設する前に建築基準法に適合しない部分について、代替措置案を示し、安全性の確保等について江別市建築審査会の同意を得て、建築基準法の適用除外の指定を受ける。</p> <p>本件については、今後も適宜、情報を委員にお伝えしていくが、参集が難しい場合は、資料郵送などの方法も用いながら、情報提供や意見集約を行いたい。</p> |
| 委員長 | 委員から、意見、質問はあるか。 |
| 委員 | 現在の建物内のトイレは残すのか、それとも撤去するのか。 |
| 事務局 | 現状は1階にトイレと収納スペース、2階にスペースがある。移設後にはトイレは同様に配置するが、2階は使用せず階段も設けない方向で設計していると聞いている。 |
| 委員 | 今の説明だと建物の使用目的がはっきりしない。2階があることで、使用目的に応じた様々な準備や調整などができていた。トイレにしても1階だけで良いのか。このような形で実際どのように活用するのかと、20年間この建物を管理運営してきた立場からすると不思議に思う。 |
| 委員長 | この建物をどのように活用するかという話は、かわまちづくり協議会と連携して検討しなければいけないが、その議論はまだ抽象的な話となっている。ワーキンググループなどを設けなければ、実際の活用方法の選定ができないのではないか。 |
| 委員 | この移設案は決定案ではなく、現段階では、このような内容で検討中であるという理解でよいか。 |
| 委員長 | 私もこの設計に関わり、助言しているのだが、今決まっているのは、移設すること、その配置計画、構造補強の考え方くらいで、用途が決まってから設計を詰める部分はある。下手な設備を作ってしまうと後からまた改修が必要ということにもなりかねないから、他市等の文化財を参考に改修方法を考えるのがよい。最近でいえば札幌市の豊平館は、裏側に新しい建物を作って利便性を高めたり、時計台も裏側に便利な建物を建てたりしている。道庁赤レンガも改修すると聞いているし、改修のやり方も変わってきているから、そのように柔軟に考えていく必要があると思う。 |
| 委員 | この移設案での活用は難しいのではないかと思う。将来的に江別市のことを考えると、移設場所の隣に消防署の江別出張所があるのがおかしいと思う。もともと消防出張所は、選教寺の横にあったものを、この地区の活性化という目的で現在地に移転した経緯があるが、ただ建物を移しただけではどうにもならない。行政サイドとしても、この地区の歴史や文化との調和、移設後の建物の活用などの観点から方向性を考えてほしい。 |

| | |
|-----|---|
| 委員長 | 事務局でも、今の意見について考慮して対応願う。 議題（１）は終了する。 |
| | |
| 委員長 | 次に、議題（２）その他について、事務局から報告願う。 |
| 事務局 | <p>三点報告する。一点目だが、このたび前文化財保護委員長の田村邦雄氏が、北海道文化財保護協会から第５８回北海道文化財保護功労者として表彰されることになった。１１月２２日に江別市民会館で表彰式が執り行われる。</p> <p>二点目、旧岡田倉庫の移設予定地に建っている住宅が解体されることとなった。解体工事に先立ち、１１月１日、２日の日程で株式会社札幌企画設計に依頼して建物の防火壁、天井裏、床下などの調査を実施した。</p> <p>三点目、旧町村農場保存活用推進事業についてだが、当該事業は旧町村農場の施設老朽化に伴う改修及び施設の利活用を目的としている。令和４年度は、市民の意見を聞くワークショップの開催、建物の保存活用整備方針の策定並びに実施設計などを進め、令和５年度は施設を一旦閉鎖して改修工事を実施する。令和６年度にリニューアルした旧町村農場がオープン予定である。</p> <p>事業を所管する生涯学習課からは、保存活用整備方針は現在策定中だが、旧町村邸や第一牛舎については劣化した屋根や壁の補修は行うものの、建物の外観が変わるような改修は行わず、建物内部においても基本的なレイアウトを維持した上で、用途に応じた必要最小限度の改修になると聞いている。</p> |
| 委員長 | 田村邦雄氏の表彰は大変喜ばしい、心からお祝い申し上げたい。 ただいまの報告に意見、質問はあるか。 |
| 委員 | 本件に限らず、重要事項に関しては、委員に経過を報告してほしい。 |
| 委員長 | <p>二点目の報告事項である旧岡田倉庫移設先の住宅調査は、当初予定になく、郷土資料館の文化財係が機動的に実施したわけだが、このように機動的に対応できる機能を委員会に取り入れることを考えてほしい。</p> <p>私が会長を務めている小樽市の景観審議会では「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」で、審議会にワーキンググループを設置するようにした。例えば、歴史的な建物が急に壊されることになったなどの緊急的な事態が起こっても、なかなか全員に集まってもらえない場合も考えられるので、機動的に動けるワーキンググループなどがあればよい。</p> |
| 委員 | 今の報告とは別件だが、私の勤務先の北海道博物館に、江別古墳群の草が伸びているとの苦情が寄せられている。昨年と今年の春に連絡があった。江別市文化財の顔となる遺跡なので、草が伸びる時期に合わせて計画的に草刈りをしてほしい。 |

| | |
|-----|---|
| 委員 | 先日、角山の文化財整理室の前を通りかかったら、発掘された遺物の整理作業等が進められていた。提案だが、「江別の歴史でこういうことがあった」ということを忘れないように、整理室に「郷土史コーナー」などを設けて、僅かでもいいから市民の方々に分かるような形で展示をするのもよいと思うので、検討してほしい。 |
| 委員長 | 今の提案についても事務局で検討願う。他に意見はあるか。 |
| 委員 | 昨年の高砂遺跡発掘で、黒曜石のナイフのようなものが出てきたと聞かすが、そういうことも市民の方々に分かるように展示などをしたらよいと思うので、検討してほしい。 |
| 委員 | 江別市では、毎年、埋蔵文化財発掘調査を行っているが、我々文化財保護委員が発掘の現場を見学していないのもいかなものか。 |
| 委員長 | 文化財保護委員の発掘現場見学は実施した方がよい。また、旧町村農場の保存活用推進事業についても情報がほしい。E B R I では、改修した事後に情報が出てきている。私は、北海道胆振東部地震の際、旧町村農場の建物を診てほしいと頼まれて診断したが、その後どのように改修されたか伝えられていない。余計なお節介かもしれないが、同じ教育委員会の部署で、そういった問題を考える場はこの文化財保護委員会しかないのだから、情報を伝えてほしい。以上で本日の予定は終了した。次回の文化財保護委員会の予定はどうか。 |
| 事務局 | 例年、次年度予算が内示された後に開催してきており、現在のところ今年度も同様に考えている。 |
| 委員長 | 最後に私から閉会の挨拶を兼ねて、二点ほどお願いがある。 一点目は、会議の基盤となるものであるから、改めて文化財保護委員会がどのような根拠条例等に基づいて運営されているのか、会議資料に加えて説明してほしい。 二点目は、文化庁所管の「文化財保存活用地域計画」の策定を検討してほしい。これは、文化財の保存活用に関する地域計画を策定することによって補助金が交付されるものである。通常は市町村の長期総合計画と連携して策定する。これにチャレンジする気はないか。昨年の時点で策定済みなのは90市町村にも満たないが、北海道では札幌市のみだった。今年に入って今金町が策定している他、中標津町も策定作業を始めている。道内でも今金町に刺激を受けて、かなりの数が動き出している。文化庁の指定後、事業期間は10年で延長も可能となっており、今のところ、これが文化財関係で最も有効な事業メニューであるから、江別市も是非検討してほしい。 これにて閉会する。 |
| | 閉会（午前11時58分） |